



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 G S I クレオス
代表者名 代表取締役社長 中島 浩二
(コード番号 8101 東証第1部)
問合せ先 取締役執行役員経営企画部長 大西 文博
(TEL. 03-5211-1802)

単元株式数の変更、株式併合、単元未満株式の買増制度および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、単元未満株式買増制度の導入に伴う株式取扱規則の一部改正を決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 87 期定時株主総会に、単元株式数の変更および単元未満株式買増制度の導入に係る規定を含む「定款一部変更の件」ならびに「株式併合の件」の付議を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を平成 19 年 11 月に公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一する取組みを進めております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 87 期定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および「4. 定款の一部変更」に関する議案について、いずれもご承認いただくことを条件といたします。

【ご参考】

上記の株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するにあたり、東京証券取引所が投資単位として望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）を維持するため、株式併合（10株を1株に併合）を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数について、10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	64,649,715株
株式併合により減少する株式数	58,184,744株
株式併合後の発行済株式総数	6,464,971株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等に変動が生じませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動等、他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合により減少する株式数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、つぎのとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	5,623名（100.00%）	64,649,715株（100.00%）
10株未満	115名（2.05%）	179株（0.00%）
10株以上	5,508名（97.95%）	64,649,536株（100.00%）

上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様115名（所有株式数の合計179株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生（平成29年10月1日）前に、「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合に合わせて、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日である平

成 29 年 10 月 1 日に、定款第 5 条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数を現行の 2 億株から 2 千万株に変更いたします。

（6）株式併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 87 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「4. 定款の一部変更」に関する議案について、いずれもご承認いただくことを条件といたします。

3. 単元未満株式買増制度の導入

（1）買増制度導入の目的

単元未満株式につきましては、証券市場での売買ができない、株主総会で議決権を行使できない等の制約がありますので、単元未満株式を所有されている株主様の便宜を図ることを目的として、単元未満株式の買増制度を導入いたします。

（2）買増制度の内容

株主様が、1 単元に満たない数の株式を所有されている場合に、1 単元の株式にするために必要な数の株式を買い増すことを当社に請求できる制度です。

（例）株主様が当社株式を 200 株ご所有の場合、800 株を買増し、単元株式である 1,000 株とすることができます。なお、単元株式数の変更の後は、20 株をご所有の場合、80 株を買増し、単元株式である 100 株とすることができます。

（3）買増制度導入の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 87 期定時株主総会において、下記「4. 定款の一部変更」に関する議案について、ご承認いただくことを条件といたします。

4. 定款の一部変更

（1）定款変更の理由

- ① 当社および当社の重要な国内子会社の事業を再確認し、現行定款第 2 条（目的）の記載内容を整理・統合するとともに、新規事業へ対応するために所要の変更を行うものであります。
- ② 上記「2.（5）」に記載のとおり、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を 2 億株から 2 千万株に減少させるため、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。また、当該変更の効力が株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、併せて効力発生日をもってその附則を削除する旨の附則を設けることといたします。
- ③ 上記「1.（1）および（2）」に記載のとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 6 条（単元株式数）を変更するものであります。また、上記②と同じく、当該変更の効力が株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、併せて効力発生日をもってその附則を削除する旨の附則を設けることといたします。

④上記「3.(1)」に記載のとおり、単元未満株式買増制度の導入に伴い、同制度に係る規定を
 変更案第7条(単元未満株式の買増し)として新設するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。なお、現行定款中、変更のない条文の記載は省略して
 おります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (記載省略)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。</p> <p>(1) 次の物資の輸出入および売買</p> <p>① 繊維原料および<u>それらの製品</u></p> <p>② <u>各種産業用機械器具工具(度量衡器、計量 器、医療機器を含む)</u>およびそれらの部品 (⑩を変更して移設)</p> <p>(⑧を変更して移設)</p> <p>③ <u>工業薬品(毒物、劇物、アルコールを含む)、 火薬類、医薬品(医薬部外品を含む)、農 薬、合成樹脂、化粧品、染料、顔料、助剤 等化学工業製品およびそれらの原料</u> (新設)</p> <p>(⑨からの移設)</p> <p>④ <u>農林水畜産物および鋳工業製品ならびに 鋳物材料、金属材料</u></p> <p>⑤ 食糧、油糧、油脂、飲料、酒類およびそれ らの製品ならびに塩、煙草</p> <p>⑥ 肥料、飼料およびそれらの原料</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。</p> <p>(1) 次の物資の輸出入業および売買業</p> <p>① 繊維原料、<u>繊維資材</u>および<u>繊維製品</u></p> <p>② 度量衡器、計量器、医療機器、<u>金型</u>を含む <u>機械器具工具</u>およびそれらの部品</p> <p>③ <u>輸送用機械、輸送用器具、銃砲類</u>およびそ <u>れらの部品、原材料</u></p> <p>④ <u>半導体、電気、電子、通信情報機器</u>および <u>それらの部品、原材料</u></p> <p>⑤ 毒物、劇物、アルコールを含む<u>工業薬品</u>、 火薬類、医薬部外品を含む<u>医薬品</u>、農薬、 化粧品、<u>塗料</u>、<u>染料</u>、顔料、助剤等化学製 品およびそれらの原材料</p> <p>⑥ <u>プラスチック、合成樹脂等化学製品</u>および <u>それらの原材料</u></p> <p>⑦ <u>窯業原料、木材、土木建築用資材</u>およびそ <u>れらの製品ならびに再生資源(鉄スクラッ プ、非鉄金属スクラップ、故紙等)</u></p> <p>⑧ <u>炭素、黒鉛、鋳物材料、金属材料、複合材</u> <u>およびその製品ならびに鋳工業製品</u></p> <p>⑨ <u>農林水畜産物</u>および食糧、油糧、油脂、飲 料、酒類、<u>食料品</u>およびそれらの製品なら びに塩、煙草</p> <p>⑩ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>⑦ 皮革、パルプ、紙類、ゴムおよびそれらの製品ならびにスポーツ用品、<u>一般雑貨類</u></p> <p>⑧ 電気、電子、通信情報機器およびそれらの部品</p> <p>⑨ 窯業原料、木材、土木建築用資材およびそれらの製品ならびに再生資源(鉄スクラップ、非鉄金属スクラップ、故紙等)</p> <p>⑩ 船舶、航空機、車輛、運搬具、銃砲類およびそれらの部品 (新設)</p> <p>(2) 倉庫業 (8) から移設</p> <p>(3) 不動産の売買、賃貸借、管理、斡旋および仲介業</p> <p>(4) 建設工事の設計、施工、請負業およびその監理受託業</p> <p>(5) <u>機械、車輛、運搬具等のリース業</u></p> <p>(6) 観光事業および娯楽施設の経営ならびに飲食業</p> <p>(7) 旅行業</p> <p>(8) <u>陸運業、海運業、航空運送業および運送取扱業</u></p> <p>(9) 損害保険代理業、自動車保険代理業および生命保険募集業</p> <p>(10) 産業財産権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システム技術、コンピュータソフトウェアの取得、企画、制作、賃貸、販売および運用受託業</p>	<p>⑪ 皮革、パルプ、紙類、ゴムおよびそれらの製品、<u>玩具、家具</u>ならびにスポーツ用品、<u>日用品、雑貨、美術工芸品</u> (変更して④へ移設)</p> <p>(⑦へ移設)</p> <p>(変更して③へ移設)</p> <p>(2) <u>前号物資の間屋業、代理業、仲立業ならびに加工業、修理業、製造業およびリース業</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>陸運業、海運業、航空運送業および運送取扱業</u></p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり) (削除)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり) (4) へ移設</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(11) 労働者派遣業	(11) (現行どおり)
(12) 給与、交通費等の計算、郵便物受発信等の 庶務業務および支払・経理事務の受託業	(12) (現行どおり)
(13) <u>衣料用繊維製品の加工、製造業</u>	(削除)
(14) <u>炭素・黒鉛製品の加工、製造業</u>	(削除)
(15) <u>合成樹脂の成型、加工業</u>	(削除)
(16) <u>合成樹脂製品製造用機械の設計、製造、組 立業</u>	(削除)
(17) <u>紙製容器、紙管等の紙製品製造業</u>	(削除)
(18) <u>古物売買業(美術工芸品を含む)</u>	(13) <u>古物売買業</u>
(19) <u>問屋業、代理業および仲立業</u>	(削除)
(20) <u>医療機器の修理業</u> (新設)	(削除)
(21) <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u> (新設)	(14) <u>前各号に係る技術指導、研修請負、催事運 営、コンサルタント業等の専門・技術サー ビス業</u> (15) (現行どおり) (16) <u>前各号に掲げる以外の事業</u>
第3条～第4条 (記載省略)	第3条～第4条 (現行どおり)
第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能 株式総数は、 <u>2億株</u> とする。	第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能 株式総数は、 <u>2千万株</u> とする。
第6条 (単元株式数) 当社の1単元の株式数 は、 <u>1,000株</u> とする。 (新設)	第6条 (単元株式数) 当社の1単元の株式数 は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第39条 (記載省略)	第7条 <u>(単元未満株式の買増し) 当社の株主 は、取締役会の定める株式取扱規則により、 その有する単元未満株式の数と併せて単元株 式数となる数の株式を売り渡すことを請求す ることができる。</u>
第7条～第39条 (記載省略)	第8条～第40条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為についての社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の賠償責任に係る社外監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第36条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条</u> (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p><u>第2条</u> <u>第5条および第6条の効力発生日は、平成29年10月1日とする。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>本附則第2条および本条は、平成29年10月1日をもってこれらを削除する。</u></p>

(注) 上記の定款第5条(発行可能株式総数)につきましては、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に変更されたものとみなされます。

(3) 定款変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第87期定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案について、いずれもご承認いただくことを条件いたします。

5. 日程

- | | |
|----------------------------|----------------|
| (1) 株式併合および定款変更のための株主総会開催日 | 平成29年6月29日(予定) |
| (2) 株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
| (3) 定款変更の効力発生日 | |
| ①第2条(目的) | 平成29年6月29日(予定) |
| ②第5条(発行可能株式総数)、第6条(単元株式数) | 平成29年10月1日(予定) |
| ③第7条(単元未満株式の買増し) | 平成29年6月29日(予定) |
| ④附 則 | 平成29年6月29日(予定) |

以 上

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数とは何ですか。

A 1. 単元株式数とは、会社法で定められた単元株式制度において、100株や1,000株のような一定数の株式のまとまりをもって1単元とする考え方に基づく株式数です。証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。当社は、単元株式数を1,000株から100株へ変更することを予定しております。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、たとえば5株を1株にするように、複数の株式をより少ない株式にまとめることです。当社は、10株を1株にする株式併合を予定しております。

Q 3. 単元株式数の変更および株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を平成19年11月に公表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する取組みを進めております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて、証券取引所が投資単位として望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）を維持するため、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものです。なお、併合実施後の100株は、併合実施前の1,000株に相当しますので、併合後の理論上の株価は、併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株から100株へ変更）となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨ていたします）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更（平成29年10月1日（予定））前後で、ご所有株式数および議決権数はつぎのとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,423株	1個	142株	1個	0.3株
例③	537株	なし	53株	なし	0.7株
例④	3株	なし	なし	なし	0.3株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記表の例②～④）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は、平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数10株未満（上記表の例④）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありませんか。

A5. 今回の株式併合により、株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は10倍になります。

したがって、株式市況の変動等、他の要因を除けば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金に影響はありませんか。

A6. 今回の株式併合により、株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績の変動等、他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになれる配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましても、上記A4.に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q7. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りは可能ですか。

A7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式をご所有の株主様は、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q8. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A8. スケジュールにつきましては、つぎのとおりを予定しております。

平成29年6月29日 定時株主総会決議日

平成29年9月26日 現在の単元株式数（1,000株）での売買の最終日

平成 29 年 9 月 27 日 当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。
株価に株式併合の効果が反映されます。
平成 29 年 10 月 1 日 株式併合と単元株式数の変更の効力が発生します。
平成 29 年 12 月頃 端数株式処分代金のお支払い

Q 9. 株主として、何か必要な手続きはありますか。

A 9. 株主様におかれましては、事前に特段のお手続きは必要ございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 9時～17時 (土・日・祝日を除く)

以 上